

令和6年度多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議運営等支援業務  
企画提案公募要領

1 目的

沖縄県の在住外国人数は、令和5年には過去最高となり、今後も留学、就労とも増加が見込まれていることから、多文化共生社会の構築が求められており、在住外国人等が住みやすい（働きやすい、学びやすい）地域作りや県民の異文化理解・国際理解の促進について、総合的かつ多角的な視点から議論する必要がある。

本業務は、当該提言の具体化に向け、有識者で構成する「多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議」を開催し、実効性のある提言の取りまとめを行うことを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務名

令和6年度多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議運営等支援業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(3) 内容

別添「令和6年度多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議運営等支援業務企画提案仕様書」参照

3 応募資格等

企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始または民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(3) 自己または自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については、資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社もしくは第三者の不利な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 所得税または法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
  - (5) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止処分を受けていないこと。
  - (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
  - (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
  - (8) 労働関係法令を遵守していること。
  - (9) 沖縄県内に本社または支社等を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
  - (10) 今回の委託業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
  - (11) 今回の委託業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。
  - (12) 共同企業体で実施する場合は以下の要件を満たすこと。
    - ア 共同企業体を代表する法人が応募を行うこと。
    - イ 共同企業体を構成する全ての法人において、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
    - ウ 全ての構成員が上記の応募資格(1)から(8)までの要件を満たし、代表する法人が上記の応募資格(9)から(11)までの要件を満たすこと。
    - エ 共同企業体の構成員は、当該業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

#### 4 本業務に係る提案上限額

今回の企画提案にあたっては、6,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を上限額として見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる場合があることに留意すること。

#### 5 企画提案のスケジュール（予定）

- (1) 企画提案書等提出締切：令和6年5月27日（月）17時
- (2) 質問受付締切：令和6年5月15日（水）17時
- (3) 一次審査（書類審査）：令和6年5月30日（木）予定
- (4) 一次審査結果通知：令和6年5月31日（金）予定
- (5) 二次審査（プレゼンテーション）：令和6年6月6日（木）予定
- (6) 最終審査結果通知：令和6年6月7日（金）予定

- ※ 本事業の公募内容に関する説明会は実施しない。
- ※ 上記スケジュールについては、一部変更が生じる場合がある。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 企画書提案書等の提出にあたっては、以下の書類を作成し提出すること。

- ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】
- イ 会社概要（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】
- ウ 企画提案書（積算書、スケジュール、執行体制、実績等含む）・・・・・・・・・・【様式3】
- エ 誓約書・・【様式4】
- オ コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】
- カ 委任状・・【様式6】
- キ 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ク 直近3事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ケ 直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。

(2) 提出方法及び提出先

企画提案書等の提出については、以下のとおりとする。

- ア 提出期限：令和6年5月27日（月）17時
- イ 受付時間：休日を除く9時から17時まで
- ウ 提出方法：持参又は郵送等（メール、FAX等電送は不可。）により原本を提出する。
- エ 提出部数：上記(1)に定める書類を8部（正1部、コピー7部）
- オ 提出先：沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁5階 南側）

## 7 本企画提案に関する質問及び回答

企画提案書等を提出しようとする者は、公募要領及び企画提案仕様書の内容について書面により質問することができる。ただし、提出資格がないと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間：公募開始日から令和6年5月15日（水）17時まで
- イ 受付時間：休日を除く9時から17時まで
- ウ 質問方法：メールにより質問書を送付後、電話にて受信の確認を行うこと（軽微な確認等であれば質問書の省略可）。
- エ 提出先 メール：aa082400@pref.okinawa.lg.jp

(2) 回答の方法

質問事項に対する回答は、交流推進課ホームページにて掲示する。

## 8 企画提案審査

(1) 第一次審査

提出された書類については、交流推進課において応募資格等に関する書類審査を行い、選定さ

れた者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション審査）の時間と場所を通知する。

選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 応募者は、企画提案審査会において提出した企画提案書等に基づき説明すること。その際、資料の追加・差し替え及びパソコンやプロジェクター等の機器の使用は時間等の都合上認められないので留意すること。

イ 審査会場への入場者は3名以内とする。

ウ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によっては、企画提案プレゼンテーションを中止し、提出書類等による審査のみで選定する場合がある。第二次審査の実施方法については、第一次審査の結果と併せて通知するものとする。

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査においては、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。

イ 当該委託業務の遂行に有効な、具体的で実現性が高く優れた手法が提案されているか。

ウ 当該委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

エ 当該業務委託の遂行に資する実績があるか。

オ 合理的なスケジュールが提案されており、経費の見積は妥当な積算額となっているか。

(2) 各委員の総合得点が、5割に満たない場合は、受託候補者とししないものとする。

10 委託契約

最も優れた企画提案者を第一位入選者とし、沖縄県は、原則として第一位入選者と委託内容について協議を行い、委託契約を行う。ただし、第一位入選者との間で協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

11 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 公募要領に違反すると認められる場合

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたって、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出期限が過ぎた後の書類の変更、差し替えは、軽微な変更を除き、原則認めない。

(4) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書の作成や提出にかかる経費等）は提案者の負担とし、提出物は返却しないので留意すること。

(5) 1事業者（又は1共同企業体）につき、企画提案は1件とする。

(6) 提出された企画提案書・審査内容・審査経過については公表しない。

(7) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容の

全ての項目の実施を保証するものではないので留意すること。

- (8) 支払いについては精算払いを原則とするが、必要に応じて概算払いも可能とする。
- (9) 当該提案に係る提出書類に虚偽または事実と異なる内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の解除、委託料の返還等の措置をとることがある。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

沖縄県財務規則第101条～抜粋～

(契約保証金)

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 12 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁5階）

沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課

担当：奥間

TEL：098-866-2479

E-mail：aa082400@pref.okinawa.lg.jp